

(別記様式)

会 議 の 概 要

会議の名称	令和5年度第1回木津川市環境審議会	
開催日時	令和5年6月6日(火) 14時00分～15時40分	
開催場所	木津川市役所 第2北別館2階会議室	
出席者 出席：■ 欠席：□	委員 (名簿順)	■橋本委員(会長) ■北委員(副会長) ■大西委員 ■木原委員 ■立花委員 ■渡部委員 □藤本委員 ■谷川委員 □中野委員
	オブザーバー	■大村オブザーバー ■田中オブザーバー
	事務局	市民部：前川部長 まち美化推進課：中谷課長・新田係長・根来主任・徳田主任・西澤会計年度任用職員
議題	(1) 副会長の選出について (2) 第2次環境基本計画の管理指標の進捗について (3) 第2次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の素案について (4) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の素案について (5) 令和5年度木津川市環境審議会(地球温暖化対策実行計画策定)スケジュール案について (6) 報告事項について	
公開・非公開の別	公開	非公開の理由：-
傍聴人の数	4名	
会議資料	資料1-1	木津川市環境審議会委員名簿
	資料1-2	木津川市環境審議会条例・木津川市環境審議会運営内規
	資料2	第2次環境基本計画の管理指標にかかる進捗について
	資料3	第2次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の素案について
	資料4	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の素案について
	資料4補足	温室効果ガス排出量の推計方法・削減目標の算定イメージ
	資料5	令和5年度木津川市環境審議会(地球温暖化対策実行計画策定)スケジュール案について
	資料6	報告事項について
審議経過	1. 開 会 2. 議 事 ◎橋本会長から、名簿順により会議記録署名委員として渡部委員が指名された。	
◎：議事・進行 ○：質問・意見 ⇒：説明・回答		

審 議 経 過

(1) 副会長の選出について

◎委員からの立候補や推薦はなく、事務局から令和元年度以降継続して就任される北委員の提案を受け、全員一致で選出した。

資料1-1 木津川市環境審議会委員名簿

資料1-2 木津川市環境審議会条例・木津川市環境審議会運営内規

(2) 第2次環境基本計画の管理指標の進捗について

◎事務局から第2次環境基本計画の管理指標の進捗について説明を受け、審議を行った。

資料2 第2次環境基本計画の管理指標にかかる進捗について

○「エコ生活応援補助金（太陽光発電・蓄電設備）の交付件数」について、2019年度の91件より増加させる目標設定になっているが、予算措置としては十分なのか。

⇒こちらは府補助制度を活用しており、市は申請者に対し府補助金に市補助金を上乗せして交付を行っています。流れとしては、まず市町村から府に対し要望額を提示し、府は市町村ごとの配分額を決定します。市民からの申請が多い場合は、市から府へ追加要望を行い、府内全体で予算に余裕があればこちらに回してもらえらることとなります。例えば2022年度においては、当初60件で予算を計上していたところ、申請が多かったため、追加要望を行ったため、実績は71件となりました。

なお基準年度の2019年度は、参考として記載しているとおおり、実績91件のうち42件は前年度からの繰り越しとなっています。これは、2018年度において28件分しか配分がもらえず、府へ追加要望したところ、翌年度にその分多く配分がもらえたためです。2019年度はイレギュラーな年度であったため、これを基準年度にすることがふさわしいのか、また検討させていただきます。

○小中学校への出前授業について、どういう形で学校に声掛けをし、実施しているのか。

⇒まち美化推進課で作成した出前授業メニューを、4月の校長会で提示していただき、希望校を対象として実施しています。

(3) 第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の素案について

◎事務局から第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の素案について説明を受け、審議を行った。

資料3 第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の素案につい

て

審 議 経 過

- 第一学校給食センターの稼働で都市ガス使用量が増加した原因はなにか。給食配布対象の児童数が大きく増えたわけではないのでは。
⇒急増する児童生徒数に対応するため、木津学校給食センターと山城学校給食センターが統合して第一学校給食センターが新設されましたが、都市ガス使用量増加の原因についてはまた確認いたします。
- 庁内で再生可能エネルギーの購入について議論は行っているのか。
⇒一部の市公共施設において、環境の森センター・きづがわで発電する排出係数の低い電力会社から電力購入を行っています。電力購入契約は数年単位で行っているため、他施設においても、次回更新のタイミングでこうした電力会社との契約を検討したいと思います。
- 計画全体としては、必要な事項等が記載されており、また目標についても意欲的だと感じている。
- 現在、国内で使用されている電力全体のうち20%が再生可能エネルギーによるものであるが、近いうちに、再生可能エネルギーの電力が売り切れる状態となる可能性が出てきている。市公共施設の再生可能エネルギー導入調査も行われたことから、再生可能エネルギーを購入するより、市で使う電力は自前で調達することを勧めたい。
また、市公共施設における改修等の工程表を作成し、屋根改修のタイミングで太陽光パネル設置を行うなど、最大限再生可能エネルギーを導入できるように進めてもらいたい。
- P16「温室効果ガス削減見込」の「⑥再生可能エネルギーの導入」で796t-CO₂となっているが、遊休地なども含めて最大限の可能性を検討いただきたい。
- P16「⑥再生可能エネルギーの導入」については、現況で2030年度までにこれだけの導入を見込んでいるということか。
⇒こちらは50%削減達成のために必要な温室効果ガス排出量削減量を、仮に試算して積み上げたものとなっております。しかしながら、本市は人口が伸びており、それに伴い行政活動も今後増えていく中、温室効果ガス排出量50%削減へのハードルが高くなっているところです。この目標達成に向けた本計画策定においては、今後、示される本市総合計画後期基本計画における市公共施設の在り方なども加味した上で、所管部署とも協議しながら進めてまいります。
- P18「再生可能エネルギーの利用促進」およびP20「(2)①太陽光発電設備等の導入」において、市公共施設への太陽光発電設備について導入を検討するとあるが、検討するのは当たり前の時代になっているので、「導入する」などの表現にしてはどうか。

審議経過

○P20「(1)①公共施設の省エネルギー化」において、建築物を ZEB Ready 相当以上とするとあるが、原則として ZEB Ready とするとして、踏み込んだ表現にしてはどうか。

○P21「(3)①次世代自動車の購入」では、次世代自動車の定義にハイブリッド自動車を入れているが、最近アメリカやヨーロッパではハイブリッド自動車は次世代自動車に含めない方向になっている。「電気自動車など」としてはどうか。

○地球温暖化対策実行計画は、事務事業編と区域施策編の2つだけなのか。

⇒地球温暖化対策の推進に関する法律において事務事業編と区域施策編という名称は出てこないのですが、環境省がこの名称で呼びならわしているため、自治体もこれに倣う形です。

事務事業編は、自治体における事務事業が対象であり、全ての自治体に策定義務があります。一方で、市民・事業者・行政を含めた地域全体が対象となる区域施策編は、都道府県と政令指定都市等に策定義務があり、市町村は努力義務にとどまります。しかしながら、本市においてもゼロカーボンシティ宣言を行ったところで、具体的な取り組みを定めるため区域施策編の策定を進めることになりました。

(4) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案について

◎事務局から地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案について説明を受け、審議を行った。

資料4 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案について

資料4補足 温室効果ガス排出量の推計方法・削減目標の算定イメージ

○P37の温室効果ガス排出量の推移で、産業部門の農林業分野において2020年度に急増している理由は。

⇒この温室効果ガス排出量の推移は国が公表している各市町村の排出量カルテによるものですが、この農林業分野の排出量については国が5年おきに調査を実施している「経済センサス」における、農林業を営む事業所の従業者数の数値から算定されています。この従業者数において、2019年度まで20～30人程度であったのが、2020年度に500人近くに増加しています。詳細についてはまた確認いたします。

ご注意いただきたいのですが、本市が実際にどれだけの温室効果ガスを排出しているかを正確に把握する方法はありません。この数値は国が全国及び各都道府県の温室効果ガス排出量を積み上げて各市町村に一定のルールで割り振っているものですので、あくまで目安と考えて

◎：議事・進行
○：質問・意見
⇒：説明・回答

審議経過

いただけたらと思います。地球温暖化対策に関しては、各市町村で取り組むことというよりは、国全体で取り組んでいくべきものであり、数値に捉われすぎず対策として何を実践していくかが重要であると考えております。

○P59でFIT制度における再生可能エネルギー発電設備の導入率が取り組み指標となっているが、FIT制度によらない再生可能エネルギーを導入する流れになってきているので、いずれ別の指標が必要となってくると思われる。

⇒FIT制度については、指標とするのが適切であるのか検討いたします。市内の一定規模以上の事業所における再生可能エネルギー導入状況を把握する手段があるか検討します。

○京都府が情報提供できる再生可能エネルギー導入状況のデータがあれば協力する。

○P60で市の取り組みとしてソーラーシェアリングについて記述があるのは良いと思う。ちなみに、ソーラーカーポートについては、2022年度に建築基準法の改正があり、市町村が促進計画を定めるなど一定の条件を満たせば建ぺい率から除外できるようになったので、設置がしやすくなった。こうした情報提供ができれば良い。

○P64に公共交通機関の利用促進についての記述があるが、近隣自治体と広域連携によりバスを運行することで、効率的になり利用者の利便性も高まるのでは。

⇒地球温暖化対策の課題は近隣自治体とも共通のものであるため、いただいたご意見は担当部署と共有します。

○P64の「公用車の次世代自動車の導入割合」は、事務事業編の指標で、区域施策編としては、地域全体の次世代自動車の導入割合などが適している。都道府県レベルでは把握できるのでは。

⇒指標については、第2次環境基本計画と区域施策編ともに全体的に見直しを行いたいと思います。他自治体の計画目標なども参考に、また指標の数値を今後も捕捉できるのかもあわせて確認し、見直します。

○P75の環境意識の啓発の取り組みについては重要であると感じており、特に庁内における他部局との連携や情報共有、全部局における意識付けが重要であり、職員研修などを行うのが良いと思う。例えば、舞鶴市では毎年職員研修を行っており、その旨を事務事業編にも記載している。

○P75の「小学校・中学校での環境学習の開催回数」の指標のところで、2021年度の現況値が19回とあって、その下に延べ19校63クラスとあるが、19回以上実施しているはずなので、表記を見直してはどうか。

⇒表記の仕方について、見直しいたします。

○小学校・中学校での環境学習について、上限いっぱい実施するとしたらどれくらいになるのか。

⇒昨年度は、中学校は5校のうち2校において3学年全てで出前授業を実施しました。小学校では全校のうち8割方実施していますが、ほとんど4・5年生を対象にしたものでした。しかしながら、5回連続講座を行っている学校等もあり、現状ではまち美化推進課職員だけでは人員が不足、木津川市こどもエコクラブサポーターの会等の市民団体にも支援いただいている状況ですので、昨年度実績の120クラス程度が上限かと思います。

○気候変動適応計画を兼ねる予定はあるか？気候変動適応計画を兼ねた区域施策編の事例として、長岡京市を参考にすると良い。適応については、京都府には総合地球環境学研究所や京都気候変動適応センターなどの機関があるので活用してはどうか。

⇒現段階では気候変動適応計画を兼ねることは考えておりませんが、市町村において計画を定める際の要件等を確認した上で、本計画に兼ねられるか精査します。

(5) 令和5年度木津川市環境審議会（地球温暖化対策実行計画策定）スケジュール案について

◎事務局から令和5年度木津川市環境審議会（地球温暖化対策実行計画策定）スケジュール案について説明を受けた。

資料5 令和5年度木津川市環境審議会（地球温暖化対策実行計画策定）スケジュール案について

(6) 報告事項について

◎事務局から報告事項5件について説明を受けた。

資料6 報告事項について

3. 閉 会

そ の 他

特になし。